

「なみえげんき商品券」取扱店募集要領

1. 事業の目的

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（全国市町村での事業）を活用して、「なみえげんき商品券」（以下「券」という。）を発行することにより、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を主たる目的とする。

2. 事業の概要

- ・ 事業名称 なみえげんき商品券事業
- ・ 対象商品 浪江町内で事業を再開・開始し、取扱店として登録された店舗等の商品・サービス
 - ※対象外となるもの
 - ・ 国や地方公共団体への支払い並びに公共料金の支払い
 - ・ 有価証券、商品券、ビール券、酒券、図書券、官製はがき、切手、印紙、プリペイドカード等の換金性の高いものの購入
 - ・ たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第3号に規定する製造たばこの購入
 - ・ 事業活動に伴って使用する原材料、機器類、仕入れ商品等の購入
 - ・ 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車料等の不動産に係る支払い（ただし、リフォームについては対象とする。）
 - ・ 現金との換金、金融機関への預け入れ
 - ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項各号に規定する営業に係る支払い
 - ・ 特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
 - ・ 保険診療対象となる医療費の支払い
 - ・ 介護保険の対象となるサービス費用の支払い
- ・ 販売額 **一人あたりの購入限度額：20,000円（額面30,000円）**
- ・ プレミアム率 50%
- ・ 券販売期間 令和6年3月2日（土）から令和6年9月30日（月）
- ・ 使用可能期間 令和6年3月2日（土）から令和6年9月30日（月）
- ・ 券購入対象者 商品券購入日時時点で浪江町住民基本台帳に登録のある方

3. 取扱店の概要

- ・対象店舗 浪江町内で事業を再開・開始している店舗で、町に取扱店として承認され登録された店舗。

※ただし、次の①～④に該当する店舗は対象外とします。

- ①事業の対象外の商品のみを取り扱う店舗等
- ②特定の宗教・政治団体と関わるものや業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている店舗等。
- ③地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当する者及び刑法（明治40年法律第45号）第96条の3若しくは第198条又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定による刑の容疑により刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第247条の規定に基づく公訴を提起されている店舗等
- ④暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が役員等と社会的に非難されるべき関係を有している、又は経営、運営等に関与している店舗等。

4. 取扱店への応募方法

- ・申込期間 令和6年9月30日(月)の期限までであれば、随時申し込み可能
- ・申込方法 本募集要領の内容及び誓約事項をご了承のうえ、「なみえげんき商品券取扱店登録申請書兼誓約書」に必要事項をご記入いただき、浪江町役場産業振興課へ提出してください。

(FAXまたはメールも可。この場合、確認のため必ず役場産業振興課へ電話で連絡してください。)

5. 申込後の流れについて

- ・申請書を提出された店舗について、町が取扱店としての承認、非承認を決定。
- ・取扱店として承認された店舗に対し、なみえげんき商品券取扱店承認登録書を送付。
- ・対象店舗告知用ツール（ポスター、ステッカー等）については、承認後、店舗に送付。

6. 取扱店の事務（業務）等

- 1) 券での支払いが可能であることが利用者に明確にわかるよう、町から配付する取扱店告知用ツール（ポスター、ステッカー等）を利用者が分かりやすい場所に掲示してください。
- 2) 利用者による券の使用について
 - ①券での支払いの際に「なみえげんき商品券購入者（代理者）証明書」の提示を求め、券の購入者であることを確認してください。
 - ②釣り銭が支払われないことを利用者に知らせたうえで、使用する券の枚数を確認してください。
 - ③使用する枚数を利用者に確認し、綴りから切り離してください。
 - ④綴りに券が残っている場合は、枚数を確認して利用者に返却してください。
- 3) 券の換金について
 - ①使用済み券の裏面へ店舗名を記入（スタンプ押印可）してください。
 - ②券の再使用防止のため、使用済み券の裏面にある切り取り線に沿って、券の角を切り離してください。（パンチ穴でも可）
 - ③券の換金のための請求手続きをしてください。
 - ・「なみえげんき商品券換金請求書」に、上記①、②の処理をした使用済み券を添えて、浪江町役場産業振興課まで提出してください。
 - ※念のため、請求書へ押印する印鑑をご持参ください。
 - ※使用済み券が添付されていない場合は、換金の請求ができません。必ず添付してください。
 - ・請求書の提出期限は、令和6年10月31日（木）です。
（土日祝日は除きます）
 - ※請求書は随時受付し、期間中の請求書提出回数に制限はありません。
 - ・請求書を町が受領してから入金までに2週間程度かかります。

7. 取扱店の誓約事項について

取扱店登録申請時に下記事項について誓約をお願いします。

- ①券の交換、譲渡及び売買を行わないこと
- ②事業実施要領に記載された業務を遂行すること
- ③事業実施期間中は取扱店として事業に参加し、真にやむを得ない事情がない限り途中辞退をしないこと
- ④店舗名、所在地、電話番号等について、チラシ、ホームページ等へ掲載することについて同意すること

- ⑤事業実施にあたり必要となることに協力すること
- ⑥登録する店舗が「暴対法第2条第2号に規定する暴力団が関与する店舗等」
又は「公序良俗に反する店舗等」ではないこと
- ⑦使用期限の過ぎた券は取扱いしないこと。誤って取扱いした場合、取扱店の
負担となり換金できないことについて同意すること

8. その他留意事項

「募集要領」に記載されていない事項などに関して疑義が生じた場合は、その都度協議を行います。

9. 問い合わせ先

浪江町大字幾世橋字六反田7番地2

浪江町役場 産業振興課 商工労働係 電話 0240-34-0247

FAX 0240-34-2135

メール namie15010@town.namie.lg.jp